

令和元年度第1回狭山市廃棄物減量等推進審議会

開催日時 令和元年7月11日（木） 午前10時から午前11時55分

開催場所 奥富環境センター 4階会議室

出席者 中山委員、池田委員、関根委員、横山委員、室岡委員、渡辺委員、林委員、中村委員、田口委員、畔上委員、鎌田委員、古屋委員、山口委員、吉浦委員 以上 14名

欠席者 山梶委員

事務局 吉田環境経済部長、神田環境経済部次長、立川資源循環推進課長、吉田奥富環境センター所長、市川副所長、小巖主幹、小林稲荷山環境センター副所長、資源循環推進課橋本主幹、岡主査

傍聴者 なし

1 開 会

2 あいさつ 関根会長

3 議 題

(1) 清掃行政の概要について

事務局 廃棄物の概念、廃棄物の処理フロー、処理施設、平成30年度ごみ処理経費、平成30年度ごみ収集量について説明する。

〔質疑応答〕

議 長 これに関して、意見・質問があればお願いします。

委 員 資源物を売ることによって収入を得ているとの説明が以前の審議会であったと記憶しているが、先程説明のあったごみ処理経費には含まれているのか？

事務局 先程は経費についてご説明させていただきましたので、売払収入額は含まれていません。

委 員 売払収入額はどのくらいの額か？

事務局 参考として、平成30年度版 清掃行政の概要、41ページのごみ処理収入のとおりです。

委員 資源物売払収入額の総額は？

事務局 (2) 奥富環境センター、稲荷山環境センターの資源物売払収入と(3) 定期収集資源物売払収入の和で、約9千360万円になります。

委員 地元団体の集団回収では、ペットボトルの回収を対象としていない。これは再資源化ができないので回収対象とならないのか、あるいは団体の都合により回収をしていないのか？

事務局 ペットボトルは資源物ではあるが、処理費用が高いことから、有価物となっていません。集団回収団体としては収入を得ることが目的となっているので、ペットボトルは有価とならないので、市内すべての団体では集団回収の品目となっていません。

委員 手元の資料(平成30年度版 清掃行政の概要)では、ペットボトル売却収入額が表記されている。これとの違いは？

事務局 資料は市内から月に一度回収している定期収集分のもので、集めたものを洗浄等の中間処理をして容器包装リサイクル協会に売払い、協会から狭山市への収入額を表しています。

事務局 ペットボトルに係る収集運搬および中間処理費用は、容器包装リサイクル協会への売払い額よりも、高額となっています。また、容器包装リサイクル協会へは、規定の形に圧縮・梱包することになっていることから、集団回収での対応は難しく、対象物から除かれています。集団回収には馴染まない物となっています。

委員 市町村の会計は、歳入と歳出それぞれで管理されている。(資料は歳入分を表していて、歳出分はここには表記されていない。)別に表記されたペットボトルに係る処分費(収集運搬費等)の歳出額と相殺すると、収入額より支出額の方が大きくなる。

事務局 ペットボトルは行政が収集し、圧縮・梱包して容器包装リサイクル協会へ持込むルートが確立されているので、行政以外の資源物買取業者が収集しても有価物となりません。また、行政回収においても、別に処分費が掛かっています。

委員 定期収集の際、市は業者に収集費を払っているのか？

事務局 定期収集に関しては、収集運搬費として委託料を支払っています。ペットボトルについては集団回収業者では扱えず、買取をしていないものとなっているので、集団回収の品目からは除かれています。

委員 リサイクルの推進ということから考えると、ペットボトルが集团事業の取り扱い品目から除かれているのは疑問である。

事務局 ペットボトルは資源物ではあるが、その処理費用は高く、市町村以外は取り扱っていない状況にあります。同じように廃プラも、資源物ではあるが処理経費が高く、集团回収では取り扱っていません。

委員 ペットボトルは他の市町でも集团回収からは除かれている状況である。新聞・雑誌は、許可なく収集運搬し、一部処理できるものとして廃棄物処理法から除かれているが、ペットボトルに関しては運搬費用よりも処理費用のほうが上回っていることから逆有償となっていて、許可の必要なものとして考えることもできる。収集の際の許可の有無については、非常に煩雑で難しいことから、集团回収での取り扱いをしていないもの。収集等に際して、許可が必要なものかどうかという点で、整理することもできる。

委員 処理経費について、他市比べて高いのか？その状況は？

事務局 手元に具体的な比較資料を持っておりませんが、所沢、入間、飯能、狭山と今年度から加入した日高市の5市で構成される、まちづくり協議会清掃部会において、緊急時のごみ処理に関しての協定を締結しており、その協定額は、各市のごみ処理経費を基準として算定しておりますが、狭山市の処理経費は他市と比べて高いものではありません。

(2) ごみの減量化とリサイクルの推進について

事務局 食品ロス削減、プラスチックの使用削減と分別排出の徹底、もやすごみの減量等に関する、廃棄物を取り巻く社会情勢や本年度の本市の取り組みなどについて説明する。

[質疑応答]

議長 これに関して、意見・質問があればお願いします。

委員 出前講座はどこで行っているのか？

事務局 自治会、PTAの成人教育や子供が対象となることもあります。ご希望があれば、どちらへも伺います。昨年度は公民館での寿大学へ伺いました。時間に関わらず、5分でもかまいません、ご要望に合わせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員 雑がみは多種・多様で分別しにくいですが、これは分かりやすくできている。ダイレク

トメール等の封筒の分別方法は？

事務局 窓付き封筒の場合、窓がセロファンのは、その部分を切取るなどして除くが、最近では半透明の紙のもの、封筒に「このままりサイクルできる」旨の表示がされているものが増えてきています。

委員 食品ロスに関して、狭山市ではどの位の量の食品ロスがあるのか？事業所、消費者の食品ロスの比率など、分かればお願いします。また、先ほどの説明の中で、県のエコぐるめ協力店の登録についての話があったが、コンビニエンスストアにはどのような働きかけを行っているのか？

事務局 コンビニエンスストア等の事業者は、食品ロス削減推進法によって、その削減を求められます。一部のコンビニエンスストアでは、売れ残りなど、発生した食品残渣を食品リサイクル法に基づき、市内処理業者でリサイクルしているところもあります。

委員 食品ロス削減推進法では、食品をリサイクルすることが出来れば良いとしているのか？

事務局 一番重要なことは、食品ロスを発生させないということです。例えば、食品流通業界にある消費期限に関する3分の1ルールが、食品ロス削減の障害となっていることから見直すなど、発生を抑制することが、まず始めに必要なことであり、食品のリサイクルについては最後の方法と考えられます。また、発生抑制が最重要であり、その観点からはフードバンクへの支援も必要であると考えております。狭山市における食品ロス量については、計量できていない状況です。年に数回、もやすごみの組成分析をし、生ごみの量については計測しているが、その内、食品ロスに該当するものは何なのか、どれくらいの量なのかまでは、正確に把握できていません。

委員 事業所から出るプラスチックごみに関して、産業廃棄物なのか、事務所から出るお弁当の容器など事業系の一般廃棄物なのかの区別は、大変難しいと思うが、何か確認をしているのか。コンビニエンスストアなどでは、びん、缶、プラなどごみ箱を設置して分別しているが、最近、家庭のごみを持ち込む方が多く、店頭で設置されていることが少なくなっているが、コンビニエンスストアから市のごみ処理施設に持ち込まれ、相談を受ける案件が多くみられる。狭山市では、持ち込の際に確認等しているのか。持ち込まれた廃棄物の展開検査は行っているのか？

事務局 展開検査については、年に2回程、抜き打ちで行っています。検査の際には、廃棄物をごみピットへ投入する前に、ヤードに広げ、内容物を職員数名で確認しています。

委員 先程の説明の中で、バイオ発電とあったが、どのようなものか？

事務局 生ごみを集め、発酵させたガスで発電をするもの。生ごみだけを分別収集し、発酵させて発電するものと、従来どおり、もやすごみを収集し、その中から生ごみなど発酵に向けたものを機械により分別、取出し、発酵させたガスで発電をするものなどがあります。稲荷山環境センターでは、昨年度までの基幹的設備改良工事によって、焼却に伴う蒸気での発電が可能となりました。

委 員 発電されたものは、どこで利用されているのか？

事務局 稲荷山環境センター内で使用している電気の一部として利用しています。売電には至っていません。

4 その他(事務局より説明)

5 閉 会

提出資料

(委員全員)

- ・令和元年度第1回狭山市廃棄物減量等推進審議会 次第
- ・資料1 清掃行政の概要について
- ・資料2 ごみの減量化とリサイクルの推進について
- ・清掃行政の概要 平成30年度版(平成29年度実績)
- ・「もやすごみ」はかるだけダイエット(記録用紙)
- ・廃棄物処理手数料の改定について(お知らせ)